

平成 20 年度

「新潟県コンクリート診断士会」設立総会

万代シルバーホテル 万代の間

平成 20 年 10 月 31 日 (金)

# 「新潟県コンクリート診断士会」設立総会次第

平成 20 年 10 月 31 日 (金)  
万代シルバーホテル 5 階 万代の間

## 【総 会】(万代西の間 15:00~15:45)

1. 開 会
2. 発起人代表挨拶
3. 議長選出
4. 議 事
  - 第 1 号議案 会則制定の件
  - 第 2 号議案 平成 20 年度事業計画決定の件
  - 第 3 号議案 役員選任の件
  - 第 4 号議案 その他
5. 会長挨拶
6. 閉 会

## 【基調講演】(万代西の間 16:00~17:00)

「コンクリート診断士の現状と将来」

講師： 長岡技術科学大学 丸山 久一理事副学長

## 【懇 親 会】(万代東の間 17:15~18:45)

新潟県コンクリート診断士会 ホームページアドレス

<http://www.geocities.jp/niigatakon/>

事務局 (株)クリエイトセンター内 設計部 遠藤

TEL: 025-232-7121 FAX: 025-232-7129

E-mail endou@ngk-center.co.jp

入会金・年会費振込み先

第四銀行 白山支店 新潟県コンクリート診断士会

事務局 遠藤 潤

口座番号 1633148

平成20年10月31日

# 新潟県コンクリート診断士会 会則（案）

新潟県コンクリート診断士会

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は「新潟県コンクリート診断士会」という。(以下「本会」という)

### 第2条 (目的)

本会は「コンクリート診断士」の社会的評価と地位の向上、および「コンクリート診断士」によるコンクリート診断技術の普及と向上に努め、社会全体の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 第3条 (活動)

本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 会員間の技術交流、情報の収集および提供
- (2) 「コンクリート診断士」資格制度の普及および宣伝
- (3) 「コンクリート診断士」による診断技術に関する講習および研修
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

### 第4条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する者で、新潟県内に勤務または居住する(社)日本コンクリート工学協会に登録された「コンクリート診断士」とする。
- (2) 賛助会員(個人) 本会の目的に賛同し新潟県内に勤務または居住する者。
- (3) 賛助会員(法人等) 本会の目的に賛同し新潟県内に本社、支店、営業所等を持つ法人または団体とする。

### 第5条 (入会)

本会の入会は、入会希望者が所定の手続きを行い、会員資格を有することが確認された場合に入会を認める。ただし、会費の納入の確認をもって会員とする。

### 第6条 (退会)

会員は、次の各号の一に該当する場合に退会する。

- (1) 退会の届けをしたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) コンクリート診断士の資格を喪失したとき。

### 第7条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 会費を2年以上納付しないとき。

2 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

#### 第8条 (役員)

本会に、次の役員を置き役員会とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計監事 1名

#### 第9条 (役員を選任)

役員は、総会において選任する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

#### 第10条 (役員職務)

会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計監事は会計を監査する。

### 第4章 幹事および顧問

#### 第11条 (幹事)

幹事は会長、副会長を補佐し、本会の運営に携わる。

- 2 幹事は若干名とし、会長が選任する。
- 3 幹事任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

#### 第12条 (顧問)

顧問は本会への協力に同意した有識者に会長が委嘱する。

- 2 顧問は会長および役員会に対し、必要な助言をすることができる。
- 3 顧問は役員会の求めに応じ、本会の活動を支援することができる。

### 第5章 総会、役員会、および幹事会

#### 第13条 (総会)

総会は、この会則と別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
  - (2) 事業報告および収支決算
  - (3) 会則の改廃
  - (4) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、役員会の議決を経て、会長が招集する。
  - 3 通常総会、臨時総会の議長は総会毎に出席した正会員のうちから選任する。
  - 4 総会の開催は、構成員の3分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ開会することができないものとし、議決は出席者の過半数をもって議決とする。

#### 第14条 (役員会)

役員会はこの会則と別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 2 役員会は会長が必要と認めたとき開催する。
  - 3 役員会の議長は会長が務める。

## 第15条 (幹事会)

幹事会はこの会則と別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員会の命による、各種、講演会、研修会等の行事に関する事。
- (2) この会の運営のための具体的事項に関する事
- (3) その他、この会の運営に必要な事項の提案に関する事。

2 幹事会は会長が必要と認めるとき開催する。

## 第6章 会計

### 第16条 (入会金)

本会の入会金は1,000円とし、入会時に納入するものとする。

### 第17条 (会費)

本会の年会費は次のとおりとし、各会計年度当初に納めなければならない。会費は原則として指定する口座を利用し、振り込みに要する費用は会員個人が負担する。ただし、本会の運営上、役員会が必要と認められた場合は臨時総会で承認を得て臨時会費を徴収することができる。納入した会費はどのような事情があっても払い戻ししない。

正会員	3,000円/年
賛助会員(個人)	3,000円/年
賛助会員(法人等)	10,000円/年

### 第18条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第19条 (決算)

本会の決算は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を事務局が作成し、会計監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 事務局

### 第20条 (事務局)

本会の会務を処理するため、会長の下に事務局を置く。

2 事務局長は会長が任命する。

## 附 則

- 1 本会の設立当初の役員の任期は、第9条の規定に関わらず、本会設立の日から平成22年3月31日までとする。
- 2 本会の設立当初の会計年度は第18条の規定に関わらず、本会設立の日から平成21年3月31日までとする。
- 3 本会の設立時の会員は第5条の規定に関わらず、設立準備会に申し込みを行い設立準備会が承認した者とする。
- 4 会則のほかに細則を定めることができる。
- 5 本会の設立は平成20年10月31日とする。

## 平成20年度事業計画(案)

## 【活動計画(案)】

新潟県コンクリート診断士会は、「コンクリート診断士」の社会的地位の向上、及び「コンクリート診断士」によるコンクリート診断技術の普及と向上に努めることにより、社会全体の健全な発展に大きく寄与することを目的とし、初年度は以下の活動を行う。

1. 設立総会の開催  
平成20年10月31日(金)
2. 講演会・技術セミナー等の開催
  - ・「コンクリート診断士の現状と将来」：講演会
  - ・コンクリート構造物の診断技術に関するセミナー
3. 専門部会の設置  
コンクリート「材料」、「設計」、「施工」、「診断」他に関する専門部会の設置  
専門部会ごとに組織・活動方針・テーマを協議し、次年度からの本格的活動に向けた準備を進める。
4. 広報活動  
ホームページ他による診断士会情報の発信・会員数の拡大
5. 会員からの要望・意見交換  
本会の活動方針・組織等に関する会員の要望・意見を事務局宛てメールで受付、役員・幹事会で内容について協議
6. その他会議等の開催
  - ・役員・幹事会の開催
  - ・専門部会の開催

## 【予 算(案)】

収入の部	会費収入	正会員	3,000×60	180,000円
		賛助会員(個人)	3,000×1	3,000円
		賛助会員(法人等)	10,000×5	50,000円
		小計		233,000円
		入会金収入		
		正会員	1,000×60	60,000円
		賛助会員(個人)	1,000×1	1,000円
		賛助会員(法人等)	1,000×5	5,000円
		小計		66,000円
	<b>収入の部合計</b>			
支出の部	総会費用		140,000円	
	設立準備会費		8,850円	
	セミナー関連費		50,000円	
	諸会議費		50,000円	
	事務費		30,000円	
	予備費		20,150円	
<b>収支の部合計</b>				<b>299,000円</b>

## 新潟県コンクリート診断士会役員名簿（案）

役職	氏名	所属団体
会長	丸山 久一	長岡技術科学大学理事副学長
副会長	吉田 弘	(株)ナカノアイシステム
"	伊藤 司郎	(株)ダイアテック
会計監事	牧 岳修	安田コンクリート工業(株)
幹 事	池浦 一雄	(株)木戸生コン
	押見 正	(財)建設技術センター
	近藤 治	(株)開発技建
	鶴巻 達也	(株)加賀田組
	丸山 聡	(株)ダイアテック
顧 問	地濃 茂雄	新潟工科大学 建築学科教授
	加藤 大介	新潟大学 工学部建設学科教授
	佐伯 竜彦	新潟大学 工学部建設学科准教授
	下村 匠	長岡技術科学大学工学部環境・建設系准教授
	岩波 基	長岡工業高等専門学校環境都市工学科准教授
事務局長	遠藤 潤	(株)クリエイトセンター

## 入会金・年会費について

会則16条・17条により以下のとおりとする。

	入会金	年会費
正会員	1,000円	3,000円/年
賛助会員（個人）	1,000円	3,000円/年
賛助会員（法人等）	1,000円	10,000円/年

## 1. 納付方法

## ・振り込み

振込み口座 第四銀行 白山支店 新潟県コンクリート診断士会  
事務局 遠藤潤 口座番号 1633148

※大変恐縮ではありますが振込み手数料は、各自で御負担願います。

## ・総会時現金支払い

## 2. 納付時期（振込みの場合）

11月末日までに上記口座まで振り込みをお願いします。